

追記 (2024年6月7日、7月31日追加修正)

1. 3月27日の下記「GX推進機構」への出資金に関する会計処理及び表示について」公表後、4月2日に国税の見解「Q&A (出資持分の無償譲渡の扱い)」が明らかとなりました。
2. この国税の見解では、「GX推進機構に対して、その出資持分を任意で出資後遅滞なく無償譲渡した場合には、税務上、その出資をした全額を寄附金の額として、法人税法第37条第1項の規定に基づき、一般の寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入すること」を認めております。
3. これによれば、出資金の無償譲渡の宛先はGX推進機構だけを想定しており、政府への譲渡は想定されておられません。
4. また、国税の見解が、出資金の無償譲渡を一般の寄附金としての損金算入を予定していることから、円滑な税務手続きのため国税の見解に沿った損金算入を検討される企業におかれては、「GX推進機構」への出資金に関する会計処理及び表示について(2024年3月27日付 経団連GX推進機構設立支援準備室)」記載の会計処理の考え方に拘わらず、寄附金として費用処理することが考えられます。(各社の監査法人をはじめとする会計専門家とご相談ください。)

2024年3月27日

各位

日本経済団体連合会
GX推進機構設立支援準備室

「GX推進機構」への出資金に関する会計処理及び表示について

GX推進機構への出資を検討する各社の要望を踏まえ、「GX推進機構」への出資金に関する会計処理及び表示についての経団連の考えを下記の通り参考までお知らせいたします。

GX推進機構への出資はその性格上、会計基準等で明示されていないため、最終的には各社において監査法人と協議のうえ決定することになります。本資料は、その際の参考情報の一つとして提供するものです。各社の判断でご利用いただければ幸いです。

1 表示科目

GX推進機構への出資金は、有価証券に該当しないため、以下のいずれかの方法により、表示することになると考えます。

- ① 固定資産の「投資その他の資産」の区分において「出資金」として表示する方法
- ② 固定資産の「投資その他の資産」の区分において「その他」等の適当な科目に含め、

「その他」等には GX 推進機構への出資金××円を含めて表示している旨の注記をする方法（貸借対照表上、「出資金」を独立掲記していない場合）

なお、出資元企業にとって、当該出資金の重要性が乏しい場合には、当該注記を省略することは可能と考えます。

2 会計処理

GX 推進機構への出資金は、有価証券ではありませんが、解散時の残余財産分配請求権がある金融商品であり、有価証券の会計処理（市場価格のない株式等）に準じて処理することが考えられます。

したがって、取得原価をもって貸借対照表に計上し、期末においては、状況に応じ減損の検討を行うこととなります。

減損の検討が必要な場合とは、以下が考えられます。

（1）GX 推進機構への出資金の売却の意思決定を行った場合

GX 推進機構への出資金は、同機構（又は国）に売却することが可能とされる見込みですが、この場合には無償譲渡が想定されています。

これを前提とすると、売却の意思決定をした時点で、会計上は資産性がないと考えられますので、出資金全額を減損損失（特別損失）として計上します。

なお、GX 推進機構への出資金は、制度の枠組みとして出資額を超える回収は想定されておらず※、また GX 推進という公益目的に賛同した企業のみが出資し、利益の獲得を目的とした投資ではないことから、会計上、出資金の無償譲渡による損失（費用）を「販売費及び一般管理費」又は「営業外費用」の区分において、出資元企業の意図を反映した適切な費目で費用処理することも考えられます（損失ではなく、積極的な企業の支出として費用としての性格が強い）。

※ 出資者は最終的に GX 推進機構（又は国）に無償譲渡するか、残余財産の分配（ただし出資額が限度となる）を受けることになり、いずれの場合にも出資額を超える回収は想定されていない。

（2）GX 推進機構の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したとき

GX 推進機構の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したとき（出資金の実質価額が取得原価に比べて 50%程度以上低下した場合）は、相当の減額を行い、評価差額は当期の損失として処理（減損処理）することとなります。

ただし、出資金の実質価額について、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合には、期末において相当の減額をしないことも認められます（以上、金融商品会計実務指針 92 項及び 285 項）。

なお、当該検討に当たっては、GX 推進法 34 条 3 号の運営委員会による「予算、事業計画及び資金計画の作成又は変更」と実績数値との対比を基礎として検討することになると考えます。

【参考】 仕訳例

出資時の会計処理

| | | | |
|-----|----|------|----|
| 出資金 | ×× | 現金預金 | ×× |
|-----|----|------|----|

無償譲渡時の会計処理

| | | | |
|------|----|-----|----|
| 費用※1 | ×× | 出資金 | ×× |
|------|----|-----|----|

注1 無償譲渡の意思決定を行った年度と実際に無償譲渡した年度が異なる場合には、意思決定をした年度末において、原則として、以下の会計処理を行うことになると考えられる。

(無償譲渡の意思決定を行った年度末)

| | | | |
|------|----|-----|----|
| 費用※2 | ×× | 出資金 | ×× |
|------|----|-----|----|

(無償譲渡を行った年度) - 仕訳なし (備忘価格を残している場合には、以下の処理)

| | | | |
|----|--------|-----|--------|
| 費用 | (備忘価格) | 出資金 | (備忘価格) |
|----|--------|-----|--------|

注2：出資時から無償譲渡を予定している場合には、出資年度において注1の会計処理を行うことになる。

年度末の会計処理 (売却予定がない場合)

出資金の評価を行ったうえで、減損処理すべき場合には、以下の会計処理を行う。

| | | | |
|--------|----|-----|----|
| 出資金評価損 | ×× | 出資金 | ×× |
| (特別損失) | | | |

※1 形式上は出資金譲渡損 (特別損失) となるが、無償譲渡の意図や趣旨を踏まえると、出資元企業における適切な費目 (販売費及び一般管理費又は営業外費用) とすることが考えられる。

※2 形式上は出資金評価損 (特別損失) となるが、※1の前段階の処理であり、その趣旨を踏まえると、※1と同様、出資元企業における適切な費目 (販売費及び一般管理費又は営業外費用) とすることが考えられる。

3 検討の過程

(1) GX 推進機構

GX 推進機構は、GX 推進法に基づき、株式会社ではない認可法人として、2024 年夏頃から業務の開始が想定されており、当初は金融支援業務 (GX 投資推進のための債務保証等) の実施が予定されています。設立時は、当面の運営費として政府出資 (100 億円) のほか、民間出資 (総額 20 億円を目標) が想定されています。

その後、排出量取引制度の運営と賦課金等の徴収を行うことが計画されています。

(2) 検討の前提

GX 推進機構については、現時点では未確定の事項があるため、以下を前提として検討を行っています。

- ・GX 推進機構への出資は、金融商品取引法に定義する有価証券に該当しないこと。また金融商品会計基準において、別途、有価証券に該当するものとしてGX 推進機構への出資金を取り扱わないこと。

- ・GX 推進機構への出資金の譲渡は可能であるが、譲渡先はGX 推進機構（又は国）が想定されており、その譲渡価額は定款その他の枠組みにより無償となること
- ・GX 推進機構の財政状態は、設立当初は短期的に赤字になることがあるとしても、中長期的には損益のバランスが保たれること

注：GX 推進機構は、設立時から開始する金融支援のほか、排出量取引制度の運営、賦課金等（化石燃料賦課金、特定事業者負担金）の徴収など GX 推進の中核的なインフラ機能を担うことが想定されている。GX 推進機構の将来の財政状態（純資産）は運営委員会が策定する事業計画を基礎に見積もることになるが、中長期的には損益のバランス（補助金や助成金収入があればそれを加味する）が保たれることを前提とする。

（3）会計上の表示科目の検討

GX 推進機構への出資は、残余財産請求権を有する持分（GX 推進法 72 条）ですが※1、金融商品取引法第 2 条第 1 項及び第 2 項で定義する有価証券には該当しないことが想定されています。

この点、金融商品会計基準の（注 1-2）では、「有価証券の範囲は、原則として、金融商品取引法に定義する有価証券に基づく」とされているため※2、当該出資金は有価証券以外の他の適当な科目で表示することになると考えます。

※1 GX 推進機構への出資金は、自益権として解散時の残余財産分配請求権のほか、持分概念・譲渡（ただし同機構又は国への無償譲渡が想定されている）もあるが、配当等の経済的利益への権利はない。また議決権等の共益権もない。

※2 金融商品取引法に定義する有価証券以外のものであっても、金融商品取引法上の有価証券に類似し企業会計上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものについても有価証券の範囲に含めるとされている。ただし、ここでは今後も、企業会計上の有価証券としての取扱いはなされないことを前提としている。

企業会計原則では、科目の分類原則「四 貸借対照表科目の分類」の「固定資産の分類及び内容」において、「子会社株式その他流動資産に属しない有価証券、出資金、長期貸付金並びに有形固定資産、無形固定資産及び繰延資産に属するもの以外の長期資産は、投資その他の資産に属するものとする。」とされています。

また財務諸表等規則 32 条（投資その他の資産の区分表示）では、「投資その他の資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。」とされ、1 項 5 号では「出資金」が記載されていること、会社計算規則 74 条 3 項 4 号ロにおいても「投資その他の資産」に属するものとして「出資金」が記載されていることから、法人の残余財産請求権を有する持分は「出資金」として表示することになると考えます。

なお、出資元の財務諸表上の重要性の観点で、「投資その他の資産」の「その他」等の

適当な科目に含めて表示し、GX 推進機構への出資金が含まれている旨の注記をする方法も認められるものと考えます。

(4) 会計処理

法人に対する出資金の会計処理を直接定めた会計基準はありませんが、GX 推進機構への出資金は持分の請求権がある金融商品であることから（金融商品会計基準 4 項、金融商品会計実務指針 3 項）、性格の類似する有価証券の会計処理（市場価格のない株式等）に準じて会計処理することが考えられます。

したがって、取得原価をもって貸借対照表に計上し、期末においては、状況に応じ減損の検討を行うこととなります。具体的な減損の検討に当たっては、金融商品会計実務指針 92 項及び 285 項が参考になると考えます。

4 IFRS 適用について

連結財務諸表に IFRS 基準を採用している会社においては、財政状態計算書においては「その他の金融資産」等として表示することが考えられます。

また、GX 推進機構への出資金は、資本性金融商品に該当するため、公正価値で測定したうえで、差額が生じた場合には損益に計上し（FVPL 処理）、その科目は、日本基準と同様に処理することが考えられます。

注：当初から無償譲渡を想定している場合には、財政状態計算書に計上せず、費用処理する方法も否定されるものではないと考えられる。

また、当初認識時に当該出資金に関して、FVOCI 指定をする方法も考えられる。この点、投資額を超える回収が想定されていないという枠組みを踏まえると、他の投資銘柄と区別して、FVOCI 指定しない（すなわち FVPL 処理する）ことも考えられる。

【参考資料】

有価証券の範囲と会計基準の取扱いに関する事項

金融商品に関する会計基準（企業会計基準第 10 号）

4. 金融資産とは、現金預金、受取手形、売掛金及び貸付金等の金銭債権、株式その他の出資証券及び公社債等の有価証券並びに先物取引、先渡取引、オプション取引、スワップ取引及びこれらに類似する取引（以下「デリバティブ取引」という。）により生じる正味の債権等をいう。

（注 1-2） 有価証券の範囲について

有価証券の範囲は、原則として、金融商品取引法に定義する有価証券に基づくが、それ以外のもので、金融商品取引法上の有価証券に類似し企業会計上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものについても有価証券の範囲に含める。なお、金融商品取引法上の有価証券であっても企業会計上の有価証券として取り扱うことが適当と認められないものについては、本会計基準上、有価証券としては取り扱わないこととする。

金融商品会計に関する実務指針（会計制度委員会報告第 14 号）

3. 金融商品会計基準第 52 項によれば、「金融資産、金融負債及びデリバティブ取引に係る契約を総称して金融商品ということにする」とされている。これは、取引当事者の一方の企業から見た定義である。2 企業間で締結される契約である金融商品を中心に言い換えれば、金融商品とは、一方の企業に金融資産を生じさせ他の企業に金融負債を生じさせる契約及び一方の企業に持分の請求権を生じさせ他の企業にこれに対する義務を生じさせる契約（株式その他の出資証券に化体表章される契約である。）ということになる。

有価証券として取り扱うもの及び有価証券として取り扱わないもの

8. 金融商品取引法に定義する有価証券に該当しないが、これに類似するもので活発な市場があるもの（例えば、国内 CD）は、有価証券として取り扱う。

一方、金融商品取引法に定義する有価証券に該当しても、信託受益権（金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に該当するものに限る。）は、有価証券として取り扱わない。

有価証券の範囲

58. 金融商品取引法第 2 条第 1 項及び第 2 項においては、有価証券の種類を限定列挙する形で有価証券の定義が行われているが、本報告では、金融商品取引法に定義する有価証券以外のものであっても、企業会計上、有価証券として取り扱うことが適当と認められるものについては、有価証券として取り扱うこととする。これに該当するものとしては、例えば、国内 CD がある

(第8項参照)。

また、金融商品取引法に定義する有価証券であっても、企業会計上、有価証券として取り扱うことが適当であるとは認められないものについては、有価証券として取り扱わないこととする。これには、信託受益権(金融商品取引法第2条第2項第1号及び第2号に該当するものに限る。)が該当する。ただし、信託受益権が優先劣後等のように質的に分割されており、信託受益権の保有者が複数である場合(第100項(2)参照)など、有価証券(債券、株式等)とみなして取り扱われるものは、結果的に有価証券として取り扱うこととなる。

本報告で「有価証券」という場合、特に断りがない限り、有価証券として取り扱うものを含み、有価証券として取り扱わないものを含まない。

出資金の会計処理(特に評価)に関する事項

有価証券の減損処理

市場価格のない株式等の減損処理

92. 市場価格のない株式等は取得原価をもって貸借対照表価額とするとされている(金融商品会計基準第19項)が、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を行い、評価差額は当期の損失として処理(減損処理)しなければならない(金融商品会計基準第21項)。

財政状態とは、一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成した財務諸表を基礎に、原則として資産等の時価評価に基づく評価差額等を加味して算定した1株当たりの純資産額をいい、財政状態の悪化とは、この1株当たりの純資産額が、当該株式を取得したときのそれと比較して相当程度下回っている場合をいう。なお、この際に基礎とする財務諸表は、決算日までに入手し得る直近のものを使用し、その後の状況で財政状態に重要な影響を及ぼす事項が判明していればその事項も加味する。通常は、この1株当たりの純資産額に所有株式数を乗じた金額が当該株式の実質価額であるが、会社の超過収益力や経営権等を反映して、1株当たりの純資産額を基礎とした金額に比べて相当高い価額が実質価額として評価される場合もある。

また、市場価格のない株式等の実質価額が「著しく低下したとき」とは、少なくとも株式の実質価額が取得原価に比べて50%程度以上低下した場合をいう。ただし、市場価格のない株式等の実質価額について、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合には、期末において相当の減額をしないことも認められる。

有価証券の減損処理

市場価格のない株式等の減損処理

285. 市場価格のない株式等の実質価額の算定の基礎となる発行会社の財政状態を算定するに当たっては、発行会社の財務諸表を無条件に使用するのではなく、原則として、資産等の時価評価に基づく評価差額等を加味して算定するものとした。これは、時価評価に基づくより実態に近い財政状態を算定した上で、その悪化についての判定を行うという趣旨である。したがっ

て、発行会社の財務諸表において資産等の時価評価が行われていない場合には、時価評価のための資料が合理的に入手可能である限り、それに基づいて財務諸表を修正する必要がある。

なお、市場価格のない株式等であっても、子会社や関連会社等（特定のプロジェクトのために設立された会社を含む。）の株式については、実質価額が著しく低下したとしても、事業計画等を入手して回復可能性を判定できることもあるため、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合には、期末において相当の減額をしないことも認められるとした。ただし、事業計画等は実行可能で合理的なものでなければならず、回復可能性の判定は、特定のプロジェクトのために設立された会社で、当初の事業計画等において、開業当初の累積損失が 5 年を超えた期間経過後に解消されることが合理的に見込まれる場合を除き、おおむね 5 年以内に回復すると見込まれる金額を上限として行うものとする。また、回復可能性は每期見直すことが必要であり、その後の実績が事業計画等を下回った場合など、事業計画等に基づく業績回復が予定どおり進まないことが判明したときは、その期末において減損処理の要否を検討しなければならない。

以 上